

業務名：栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務

質問回答

No.	資料名称	ページ	項番	質問内容	質問回答
1	実施要領	4	10 (1) (エ)	「主任技術者」とは、本業務における管理技術者を指しており、当該技術者1名の実績に関する資料を添付するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領	4	10 (1) (エ)	主任技術者の実績は企画提案書に記載するという認識でよろしいでしょうか。また、その場合業務実績が確認できる資料は、企画提案書30ページのうちに含まず、別途添付する形でよろしいでしょうか。(実績が確認できる資料だけで30ページほどになります)。	主任技術者の実績は、企画提案書に記載し、実績が確認できる資料は、企画提案書とは別で提出するものとします。 なお、企画提案書の記載項目は、「審査要領別紙 栗東ホースパーク公募等設置指針策定委託業務 審査基準表」に定める【1事業者概要】【2提案内容】を対象としていますが、経営規模、業務遂行技術力は、参加申込・資格審査における様式第2号、及び様式第3号にて評価するため、企画提案書への記載は不要です。
3	実施要領	4	10 (1) (エ)	実績が確認できる資料は、テクリス完了登録証の写しがあれば、それを添付する形でよろしいでしょうか。	テクリス完了登録証または、公的に実績を証明できる資料であれば結構です。
4	実施要領	2	7	複数の企業グループで参加することは可能でしょうか。	本業務において、複数の事業グループでの参加は認められておりません。

5	仕様書	2	6	公園造成設計は基本計画等で示されている完成図に則って進めておられるかと推察いたしますが、今後の事業化に向けて、どの程度レイアウトの自由度が残されているのでしょうか。	令和8年度から令和9年度にかけて実施している造成設計にて造成高、調整池や残置森林の配置等を決定します。芝生や園路等の公園施設、馬施設やにぎわい施設等の建物配置は、公募時の事業者提案、及びその後の設計にて決定します。
---	-----	---	---	--	---